

令和7年8月5日

岩 美 町 長 長 戸 清 様

岩美町特別職報酬等審議会
会 長 塩 沢 健 一



岩美町議会議員の報酬額等について（答申）

令和7年5月27日付で諮問のあった標記の件について、慎重に審議を重ねた結果、次の
とおりの結論に達したので、答申します。

第1 答申

1 岩美町議会議員報酬額

議長	答申額	月額381,000円	（現行額：月額336,000円）
副議長	〃	月額293,000円	（ 〃 ：月額250,000円）
常任委員長	〃	月額280,000円	（ 〃 ：月額239,000円）
議会運営委員長	〃	月額280,000円	（ 〃 ：月額239,000円）
議員	〃	月額259,000円	（ 〃 ：月額229,000円）

2 実施時期 令和7年10月1日

第2 審議会の経過及び結果

1 審議会の開催

（1）第1回岩美町特別職報酬等審議会（令和7年5月27日開催）

審議内容

- ・会長及び会長職務代理者の選出について
- ・議会からの意見陳述書提出について
- ・審議の進め方等について
- ・議員報酬の県内自治体との比較について

（2）第2回岩美町特別職報酬等審議会（令和7年6月18日開催）

審議内容

- ・議会による意見陳述（質疑応答含む）について
- ・県内自治体の報酬改定後における選挙の状況について
- ・報酬見直し後の報酬比較について
- ・令和4年11月25日付及び平成30年11月26日付の岩美町議会議員報酬の額及び特別職給与の額並びに期末手当の支給月数の内容について

(3) 第3回岩美町特別職報酬等審議会（令和7年7月11日開催）

審議内容

- ・議員報酬等の改定について

(4) 第4回岩美町特別職報酬等審議会（令和7年7月29日開催）

審議内容

- ・答申（案）について

2. 審議の概要及び結論

(1) 議員報酬の額について

町議会は、町の行政を監視するとともに、町の方針や予算を決めるなど「町的意思決定機関」であり、議員は、町民を代表して町民の声を行政に届ける重要な役割を担っている。

こうした役割の下で、その報酬等の額は、議員の活動量とそれぞれの役職の職務、職責に相応した額とすることが必要である。また、これに加えて、他の自治体の議員報酬等の状況や社会経済情勢等を総合的に勘案し、町民の理解と納得が得られる適正な額とするべきである。

これらを踏まえ、議会からの意見陳述を基に県内の他町村における議員報酬月額、議員の活動内容等を参考に議論を行った。

審議では、ここ数年における国内民間企業の賃金水準は上昇しており、公務員の給料についても、人事院において増額改定の勧告がなされていること、県内他町村の議員報酬においても、増額改定が既に実施されている又は今後増額が予定されている町村があることなどから、本町の議員報酬についても方向性としては増額改定に向けての審議を行うことで一致した。

今回、本町議会の議会活動の在り方検討特別委員会（以下「在り方委員会」という。）が検討し提出された意見陳述書において、議員報酬月額について25万9千円と具体的な報酬額が提示されていたことから、この額の妥当性を審議した。議会からの提示額は、全国的な町村議員のなり手不足のなかで令和4年に全国町村議会議長会が提唱された、首長の給料と職務遂行日数及び議員の活動日数を用いた「原価方式算定モデル」により算定した報酬月額29万円を、町民との意見交換を踏まえて再算定した報酬額である。議員報酬月額については令和元年時が22万8千円、現行が22万9千円で上昇率が0.4%に対して鳥取県の最低賃金は、同期間において21%も上昇している。また、総務省が公表している消費者物価指数では令和2年を100とすると令和7年5月時点で111.8となり11.8%上昇している。これら最近の賃金及び物価の上

昇などを踏まえると、議会が提示した報酬額25万9千円は妥当と判断した。

議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長の報酬月額については、以下のような考えのもとで報酬月額を算出し提示したという議会からの説明があった。

はじめに議長報酬月額については議会から38万1千円の提示があり、これは現行の比率に倣い議員報酬月額の1.47倍で算出されたものであった。議長は議会のトップとして本会議や議会運営を円滑に進行させる重要な役割を担っている。また、議会を代表して町行事・イベントをはじめ、町内外の様々な会合に出席するなど議長職としてほぼ毎日のように活動している。

次に常任委員長、議会運営委員長については現行の比率で算出すると議員報酬月額の1.04倍となり議員の報酬月額から約1万円の役職手当相当分が上乗せとなる。常任委員会は、本会議から付託された議案を専門的に審査するなどの役割があり、委員長は委員会の運営、審査結果のとりまとめ、本会議への報告、町執行部との調整など重要な役割を担っている。また、議会運営委員会は、議会運営の調整、本会議の準備などと併せて議長の諮問機関としての役割があり、委員長は、議会全体をスムーズに機能させるためのキーパーソンである。このように各委員長は従来から相当の重責を担っており、また、今後の議会改革を進めるうえで中心的な存在となることから役職加算部分を増額すべきと在り方委員会で意見があった。役職加算相当の根拠については、各委員会を会社等組織の最小単位となる係と見なし委員長は係長として捉えることとした。係長の役職手当として公表されていた資料として令和3年の厚生労働省の賃金事業等総合調査のなかに係長役職手当が平均2万4千円であったこと等から2万円相当を役職手当部分として議員報酬月額に加算し、委員長報酬を、28万円とした。

副議長については、議長を補佐し、議長不在時には職務を代行する重要な役割があり、議会運営の議長補佐、議長不在時の本会議の進行及び議会を代表しての対外的対応、議長代理としての行事等の出席、議会内の調整など多様かつ不可欠で重要な役職である。副議長の役職手当部分を各委員長とのバランスを考慮して算出することとして検討した。現行の副議長報酬月額は委員長報酬月額の0.05ポイントの増となっており、このたび各委員長の報酬月額を改定した場合、議員報酬月額の1.08倍となることから当該倍率1.08に0.05ポイントを加え、議員報酬月額の1.13倍の29万3千円とした。

以上、議員のなり手不足解消の一つの対策として議会が自ら議員報酬を見直し、算定した報酬月額については、町民との意見交換の結果を踏まえ再算定したことで、町民の意見が十分に反映されていると考え、また後述の附帯意見でも触れているが、更なる議会改革の推進を期待し、全会一致により、議会が提示した報酬月額を妥当であるとの結論に達した。

(2) 議員報酬の改定時期について

改定時期については、予算を考慮すると翌年度4月の改定という意見もあった。

しかし、議会からの意見陳述を受け、本町議会議員の報酬額が県内でも低い額とな

っていること、早く議員報酬を増額することで今後の議会選挙への立候補を促進し、次回選挙に立候補してみたいと考える者が増えることを期待するなかで、できる限り速やかに実施することが望ましいという考え方に至った。また、議員のなり手不足の解消の一助にも繋がるものと考えたため、第1答申の記載時期が適当であるとの結論に達した。

第3 附帯意見

1. 更なる魅力ある議会に向けて

地方における議員のなり手不足は深刻な状況であり、本町においても同様の状況のなか、この度の議員報酬の審議において、議員活動の活性化が必要不可欠であり、そのために議員報酬を増額することが妥当と判断した。

しかし、議員のなり手不足は単に議員報酬が低いことのみをもって生じているものではなく、議会の更なる魅力向上と議会だより（No.141号）に掲載されている「議員と議会の自己改革」のなかの「検討する課題」を着実に進めることが必要と考える。

引き続き、議会改革を推し進めていただくとともに以下の取り組みについても強く望む。

（1）町民との意見交換会について

近年、「住民参加型自治」「開かれた議会」が重要視されている。町民との意見交換会の実施は、①町民の声を行政に反映できる、②町民の政治参加意識が高まる、③町民と議員の相互理解が進む、④議会改革の後押しになるといった効果が期待されることから、一層の意見交換会を進めて町民の声を行政へ反映させていただきたい。

また、議会改革を図られるにあたっては、町民と意見交換をしながら進めていただきたい。

（2）議会の見える化について

現在、議会だよりの配布、定例会及び全員協議会のケーブルテレビ放映など議会の公開に努めておられる。議会の見える化の推進により町民の議会への関心が一層高まると考えられる。更なる議会の見える化を図られたい。

（3）活発な一般質問について

一般質問は、行政の政策や事業の妥当性を検証する重要な手段である。また、議員が地域で聞き取りをした町民ニーズや行政への要望等を取り上げることによって町民との距離が縮まり政治への信頼感がより高まると考える。更なる活発化を期待する。

なお、令和8年度は改選期となるが、改選後も後退することなく更なる町議会の発展

のため引き続き議会改革に取り組んでいただきたいと考える。

2. 報酬改定時期について

このたび報酬の改定時期について、年度中途の10月1日としている。補正予算において他の事業に支障が出ないことを前提とし改定していただきたいと考える。

3. 期末手当について

引き続き、「特別職の職員の給与に関する法律」を準拠し、改定されたい。

このたび、議会からの意見陳述書に提示された報酬額どおり答申したところだが、この結論に至った背景には、二元代表制である町議会の果たすべき役割が増大し、これまで以上に町民の期待が寄せられているなか、議員がその職責を果たすために必要となる活動に応じた報酬であるべきとの意見に集約されたところであり、議会活動の在り方を含め、更なる議会の魅力化及び可視化に努めていただきたいという強い思いが込められていることをご理解いただきたい。また、報酬額が改定された時点では県内の町村議会の報酬で本町が最上位となることが想定され、他の町村からもその活動が注目されることから、これからの県内町村のトップランナーとしての活動を期待する。

これらを十分に認識され、町民の負託に応えるべく、今後とも町政の発展と町民福祉の向上のため、なお一層のご尽力をお願いするものである。

岩美町特別職報酬等審議会

会 長	塩 沢 健 一	(鳥取大学地域学部教授)
会長職務代理	升 田 弘 法	(岩美町自治会長会推薦)
委 員	山 本 潤 一	(岩美町商工会推薦)
委 員	中 島 玉 江	(岩美町連合婦人会会長)
委 員	山 本 達 雄	(公募による選出)

